

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働

社会総掛かり

共有

地域とともにある学校づくり

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

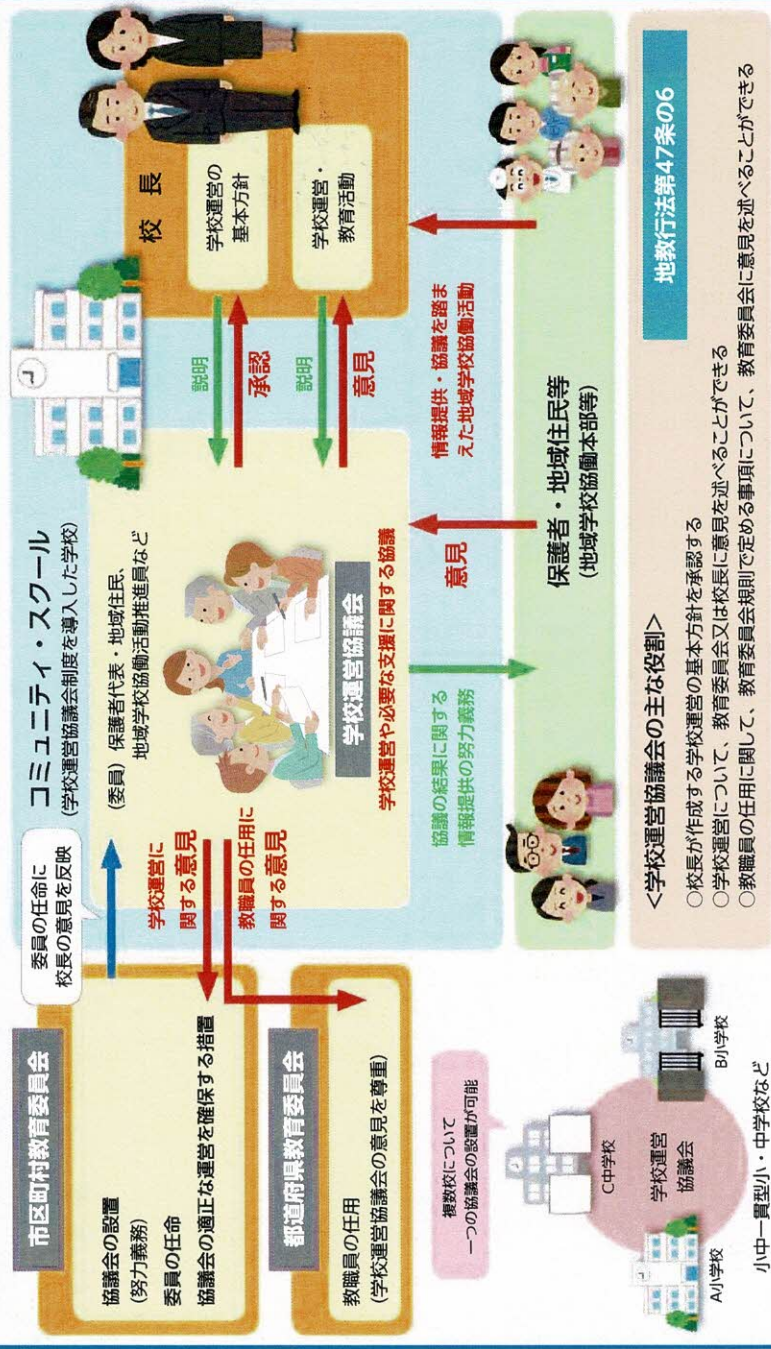
輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を表現していくのか」という**目標やビジョンを共有**することが重要です。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「**地域とともにある学校づくり**」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会 を導入した学校

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



▶▶コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行） （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6）

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に